

産業人材確保・移住定住戦略実行計画

＜支援・補助事業＞



< 目 次 >

【人材確保に関する事業】

No1	中高生ふるさと就職奨励金 (中高生UIJターン就職奨励金)	…	1 P
No2	奨学金返還支援補助金	…	2 P
No3	UIJターン者家賃等補助金	…	3 P
No4	合同企業説明会出展補助金	…	4 P
No5	求人活動広告支援事業補助金	…	5 P
No6	介護人材確保育成補助金	…	6 P
No7	保育士就職支援金	…	7 P
No8	放課後児童クラブ運営臨時支援事業	…	8 P
No9	医療従事者等確保対策事業給付金	…	9 P
No10	川内看護専門学校家賃補助	…	10 P
No11	新規就農支援金補助金	…	11 P
No12	新規就農者育成総合対策事業補助金	…	12 P
No13	農業公社農業研修事業	…	13 P
No14	林業担い手確保対策事業補助金	…	14 P
No15	建設業等人材確保対策事業補助金	…	15 P
No16	魅力ある商業施設立地支援補助金	…	16 P

【移住定住に関する事業】

No17	かごしまUIJターン移住支援金	…	17 P
No18	定住住宅取得補助金	…	18 P
No19	定住住宅リフォーム補助金	…	19 P
No20	新幹線通勤・通学定期購入補助金	…	20 P
No21	就学定住支援補助金【就学時】	…	21 P
No22	就学定住支援補助金【就職時】	…	22 P
No23	地域移定住促進事業補助金	…	23 P

【新規事業】

No24	魅力あるオフィス立地支援補助金	…	24 P
No25	魅力あるオフィス環境づくり 推進補助金	…	25 P
No26	住まいる社宅・社員寮 整備支援補助金	…	26 P

人材確保に関する事業

No1 中高生ふるさと就職奨励金 (中高生UIJターン就職奨励金)

個人向け

○ 対象者

①～④の条件かつ本市に住所を有し、新卒で正規雇用として就職かつ6カ月経過した者

①市内の高等学校を卒業した者

②市外の高等学校を卒業であっても、義務教育機関で市内に居住（住民票を有する）していた者

③市外の高等学校を卒業かつ、市外に住所を有するものであっても、市内の義務教育課程を卒業した者（進学のために寮等から通学した者）

④上記以外の高校新卒者

※①～③の条件については、高等学校中退者及び中学校卒業者についても対象とする。

○ 支援内容

①～③に該当する対象者・・・10万ポイント（10万円相当のジモト就職ポイント）

④に該当する対象者・・・3万ポイント（3万円相当のウェルカム就職ポイント）

※SDGsポイントを「つんPay」で支給

○ 申請書類

(1)申請書

(2)住民票の写し（申請者本人のもの） ※コピー不可

(3)高等学校が発行する卒業証明書

(4)就労証明書

(5)戸籍の附票

(6)滞納のない証明書（同一世帯全員分）

No2 奨学金返還支援補助金

個人向け

○ 対象者

- 【支援対象奨学金】 本人に返済義務のある奨学金(返済免除になる奨学金を除く)
- 【居住要件】 薩摩川内市内在住
- 【学校要件】 大学, 短期大学, 高等専門学校, 専修学校(専門士, 高度専門士の取得課程) 国県が認可設置する短期大学校及び教育施設(高校卒合対象課程)等
- 【年齢要件】 登録申請時35歳未満
- 【就職要件】 市内企業等の正規雇用 ※公務員は対象外
- 【登録対象期間】 令和6年度～令和10年度(令和5年10月以降の就職者)

○ 支援内容

前年度返還額の2/3 単年度上限額30万円 (総額上限300万円)

○ 申請書類

【登録】

- (1)登録申込書
- (2)住民票(申請者本人・本籍地記載)
- (3)奨学金等を貸与する機関が発行する書類で、進学等の貸与を証明し、返還金が記載された書類
- (4)卒業証明書または卒業証書の写し
- (5)就労証明書

【登録申込期間】

毎年4月～9月末

【交付申請(請求)】

- (1)交付申請書
- (2)住民票
- (3)就労証明書
- (4)前年度中の返還額がわかる書類
(通帳の写し、返還額証明書)
- (5)滞納のない証明書
- (6)請求書

【交付申請期間】

登録申込を行った翌年5月から翌2月末

No3 UIJターン者家賃等補助金

個人向け

○ 対象者

①本市に転入前後1年以内に中小企業等に正規雇用されたもの

②自ら住宅を借り受け、家賃を支払った者

※上記を満たせば新卒者も対象

※甌島地域については、「市内本土地域からの転居者」も含む

※正規雇用とは、雇用期間の定めがなく、社会保険、労災保険、雇用保険に加入していること。

【対象外】

①大企業（中小企業基本法に規定する企業及びそれに準ずる企業以外）及び公共機関へ就職した者

②勤務先の社宅、社員寮及び親族所有の借家等に入居した者

○ 支援内容

【家賃補助】

家賃1ヶ月分額の3／10の12カ月

※甌島地域5／10

・月額上限額2万円

※甌島地域1万5千円

・企業等からの家賃補助等がある場合は、その額を控除した額にて計算

【移住支援金】

※甌島地域へのUIJターン者のみ

・単身世帯10万円

・二人以上の世帯20万円

○ 申請書類

(1)補助金証明書（就労証明に当たるもの）

(2)住宅を借り受けた事実を証する書類（賃貸借契約書）

(3)家賃の払い込みを証する書類（振り込みの分かる通帳の写し、領収書など）

(4)健康保険証の写し

(5)雇用保険の加入が確認できる書類の写し（雇用保険被保険者資格取得等確認通通知書など）

(6)住民票（申請日から2か月以内に取得した者）

(7)市税の滞納のない証明書（申請日から2か月以内に取得した者）

No4 合同企業説明会出展補助金

事業者向け

○ 対象者

- ①中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定されている中小企業者及びその他これに準ずるもの法人又は団体。
 - ②本市の区域内に事業所を有し、6ヵ月以上事業を営む者。
 - ③市内の事業所への採用及び配属を目的としていること。
 - ④市税に滞納がないこと。
- 【申請期限】令和9年1月31日(予算がなくなり次第、募集を終了)

○ 支援内容

補助対象経費の2/3 上限50万円(千円未満切捨) ※交付は、1事業者 年1回限り

【補助対象経費】

- ・企業説明会、就業相談会等の出展料
- ・企業説明会、就職相談会等で使用する機器等のリース(購入は除く)自社PRのための装飾物の作成に関する費用

○ 申請書類

- (1)補助金等交付申請書(様式第1号)
- (2)採用活動計画書(別紙1)
- (3)収支予算書(様式第3号)
- (4)経費積算のための見積書等
- (5)市内で6ヵ月以上営業していることを証する書類
- (6)資本金又は従業員数が確認できる書類

【法人】

履歴事項全部証明書、確定申告書、法人市民税申告書、許認可証等

【個人事業主】

確定申告書、営業許可証、開業届等

No5 求人活動広告支援事業補助金

事業者向け

○ 対象者

- ①中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定されている中小企業者及びその他これに準ずるもの法人又は団体。
 - ②本市の区域内に事業所を有し、6ヵ月以上事業を営む者。
 - ③市内の事業所への採用及び配属を目的としていること。
 - ④市税に滞納がないこと。
- 【申請期限】令和9年1月31日(予算がなくなり次第、募集を終了)

○ 支援内容

補助対象経費の2/3 上限50万円(千円未満切捨)

※交付は、1事業者につき年1回限り。
※連続した年度での補助は不可。

【補助対象経費】

- ・求人活動に使用するパンフレット・チラシ印刷代
- ・求人情報を充実させるためのホームページ作成または、改修に要する経費
- ・求人に係る広告掲載活動

※外国人技能実習生の採用に関する経費や補助金交付決定以前に実施した事業に関する経費は除く。

○ 申請書類

- (1)補助金等交付申請書(様式第1号)
- (2)採用活動計画書(別紙1)
- (3)収支予算書(様式第3号)
- (4)経費積算のための見積書等
- (5)市内で6ヵ月以上営業していることを証する書類
- (6)資本金又は従業員数が確認できる書類

【法人】

履歴事項全部証明書、確定申告書、法人市民税申告書、許認可証等

【個人事業主】

確定申告書、営業許可証、開業届等

No6 介護人材確保育成補助金【介護保険課】

事業者向け

○ 対象者

■ 介護サービス提供のための資格を取得した場合

1 介護福祉士の資格取得者 次の全ての要件を満たす者

- (1)現に市内の介護サービス事業所において雇用されており、かつ、介護福祉士の資格を有していないこと。
- (2)(1)の者が介護福祉士試験に合格し、介護福祉士登録証の交付を受けること。
- (3)(2)の者が引き続き同じ事業所で介護福祉士として6箇月以上雇用されていること。

2 介護サービス事業所

- 1に該当する者を雇用していること。

■ 介護サービス提供のための研修を修了した場合

1 介護職員初任者研修の修了者 次の全ての要件を満たす者

- (1)現に市内の介護サービス事業所において雇用されており、かつ、介護職員初任者研修の未修了者
- (2)本市内に所在する県指定事業所で介護職員初任者研修を受講し、修了証明書の交付を受けること。
- (3)(2)の者が引き続き同じ事業所で介護職員として6箇月以上雇用されていること。

2 介護サービス事業所

- 1に該当する者を雇用していること。

○ 支援内容

■ 介護サービス提供のための資格を取得した場合

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| 1 介護福祉士の資格取得者（3万円／1人） | 2 介護サービス事業所（2万円／1人） |
|-----------------------|---------------------|

■ 介護サービス提供のための研修を修了した場合

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| 1 介護職員初任者研修の修了者（1万円／1人） | 2 介護サービス事業所（1万円／1人） |
|-------------------------|---------------------|

○ 申請書類

■ 介護サービス提供のための資格を取得した場合

- (1)介護福祉士資格登録証の写し (2)就労証明書 (3)その他市長が必要と認める書類

■ 介護サービス提供のための研修を修了した場合

- (1)介護職員初任者研修修了証明書の写し (2)就労証明書 (3)その他市長が必要と認める書類

No7 保育士就職支援金【子育て支援課】

個人向け

○ 対象者

1. 初回交付支援金については、保育士、保育教諭若しくは幼稚園教諭の資格を有する保育士等が、市内の保育所等に常勤保育士等として新たに就職し、6ヶ月を経過した者で、次のいずれかに該当し、今後も継続して勤務する者
 - ① 市外から転入し、本市に住民登録を行った者
 - ② すでに本市に住民登録を行っており、過去1年以内において市内の保育所等に常勤保育士等として勤務したことがない者
2. 追加交付支援金については、令和6年4月1日以降の新規就職者のうち、初回交付支援金の交付対象となった者で、継続して本市の住民であり、勤続期間が1年以上経過した者

○ 支援内容

1. 初回交付支援金

勤務地が本土区域の場合	20万円
勤務地が甌島区域の場合	30万円
2. 追加交付支援金
勤続期間が1年を経過するごとに10万円とし、3年を限度とする。

○ 申請書類

- ①補助金交付申請書
- ②保育所等勤務証明書
- ③保育士証又は幼稚園教諭免許状の写し
- ④履歴書
- ⑤その他市長が必要と認める書類

No8 放課後児童クラブ運営臨時支援事業【子育て支援課】

事業者向け

○ 対象者

放課後児童クラブを運営する者

○ 支援内容

- ①概要：本市の放課後児童クラブでは、ほぼ全ての施設において放課後児童支援員、補助員等の人材確保、人件費捻出に苦慮し雇用定着が進みにくい実情があるため、放課後児童支援員・補助員等の雇用、人材育成に要する経費等に充てる補助金を交付し、人材確保・運営を支援し児童の健全育成の推進を図る。
- ②実施時期：令和6年4月1日～
※放課後児童支援員の資格取得の期間を考慮し、3年間の臨時的事業として実施
- ③方法：放課後児童クラブの支援単位毎に、市の単独補助金として交付する。なお、令和6年度から国・県補助事業が拡充されたため、当該補助を適用できる放課後児童クラブについては、本事業の対象外とする。
- ④予算額：850千円×32支援 **27,200**千円

○ 申請書類

- (1)補助金交付申請書
- (2)事業計画書・収支予算書
- (3)その他市長が必要と認める書類

No9 医療従事者等確保対策事業給付金【保健政策課】

個人向け

○ 対象者

甌島島内の市の診療所または民間の医療福祉施設等に新たに就職し、かつ、以下のいずれかの職種に該当する者

医師、歯科医師、薬剤師、看護師又は准看護師、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師、臨床検査技師、診療放射線技師、歯科衛生士、管理栄養士、社会福祉士、介護福祉士

○ 支援内容

概要：甌島圏域医療従事者等の安定的な確保のため、甌島島内の市の診療所または民間の医療福祉施設等に新たに就職した者に対して、給付金を支給する。

1年目 甌島の市の診療所または民間の医療福祉施設等に新たに就職した者 医師：30万円、その他職種：30万円

2年目 雇用開始日から継続して1年間就業した後支給、以降、1年毎に同額を支給（3年間）
医師、歯科医師：20万円、その他職種：10万円

○ 申請書類

- (1)交付申請書
- (2)住民票の写し
- (3)就労証明書
- (4)市税等の滞納がない証明書
- (5)請求書
- (6)市長が必要と認める書類

No10 川内看護専門学校家賃補助【保健政策課】

個人向け

○ 対象者

市外などから川内看護専門学校に入学し、市内アパートなどに入居した学生（薩摩川内市に実父母の住民登録がないこと）

- ・ 里町・上甕町・下甕町・鹿島町からの転居・入学者も含む。
- ・ 親族と同居する住宅や親族が所有する住宅への入居者は除く。

○ 支援内容

概要：川内看護専門学校が、市外から市内に転入した入学生に対し住宅の家賃を補助する。

- ・ 1か月あたりの家賃相当額とし、上限を30,000円とする。
- ・ 家賃補助の総額は入学年度の4月から3年間（36か月）分を上限とする。
- ・ 休学期間及び留年した期間は家賃補助の支給を停止する。ただし留年については、入学年度の4月から3年以内であれば、家賃補助を支給する場合がある。

○ 申請書類

- (1)家賃補助交付申請書
- (2)住宅の賃貸借契約書の写し
- (3)実父母の現住所を証する資料（個人番号カード写し、運転免許証写し、住民票など）

No11 新規就農支援金補助金【畜産営農課】

個人向け

対象者	対象者	対象者
農業公社研修生 認定新規就農者	就農希望者 親元就農者、UIターン者	認定新規就農者
制度・事業名称	制度・事業名称	制度・事業名称
新規就農支援金補助金 (資金)	新規就農支援金補助金 (親元就農、UIターン者への就農準備資金)	新規就農支援金補助金 (機械・施設)
支援内容	支援内容	支援内容
国の経営開始資金の要件に外れる認定新規就農者に対し支援するもの ・ 就農開始から最長3年間 ・ 125千円/月 (最大年1,500千円)	新たに農業就業を希望するUIターン者や農業高校等卒業者等が、親元や先進的農家等で研修する場合に支援を行うもの ・ 20千円/月、最長2年間	認定就農者が導入する機械・施設等に対し、認定期間5年間の間、累計補助額7,000千円以内の支援を行うもの ※新規就農支援金補助金(資金)を併用する場合、累計補助額は5,000千円以内

○ 申請書類

(1)実施計画承認申請書 → 対象者の選考については、本人の申請を踏まえ、事前審査等を経て決定します。

(2)補助金等交付申請書

【認定新規就農者とは...】

(3)滞納の無い証明書

市から農業経営基盤強化促進法第14条の4に規定する青年等就農計画の認定を受けた農業者(農業経営を開始してから5年を経過しない者)

(4)市長が必要と認める書類

No12 新規就農者育成総合対策事業補助金【畜産営農課】

個人向け

対象者
認定新規就農者 (就農時50歳未満)
制度・事業名称
経営開始資金
支援内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 就農開始から最長3年間 ・ 137,500円/月 (最大年1,650千円)

対象者
農業大学校等の研修生 (就農時50歳未満)
制度・事業名称
就農準備資金
支援内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 就農に向け、農業大学校等での研修期間最長2年間に対し、県が交付 ・ 137,500円/月 (最大年1,650千円)

対象者
認定新規就農者 (就農時50歳未満)
制度・事業名称
経営発展支援事業
支援内容
<p>機械・施設導入する際に要する融資額に対し10,000千円を上限に国50%(5,000千円)、県25%(2,500千円)を支援</p> <p>※経営開始資金と併用する場合は融資に対する上限額が5,000千円となる</p>

○ 申請書類

- (1)実施計画承認申請書 → 対象者の選考については、本人の申請を踏まえ、事前審査等を経て決定します。
- (2)補助金等交付申請書
- (3)滞納の無い証明書
- (4)市長が必要と認める書類

【認定新規就農者とは...】

市から農業経営基盤強化促進法第14条の4に規定する青年等就農計画の認定を受けた農業者（農業経営を開始してから5年を経過しない者）

No13 農業公社農業研修事業【薩摩川内市農業公社】

個人向け

○ 対象者

- ・本市に住所を有し（畜産部門はこの限りではない）、年齢が60歳以下である方
- ・研修終了後、本市で5年以上就農することが見込まれる方

○ 支援内容

【研修内容】

- ・研修作物 いちご、らっきょう、ゴーヤー、ごぼう、やまのいも、きんかん、ぶどう、畜産
- ・研修期間 （耕種部門）12か月以上24か月以内（畜産部門）12か月程度
- ・研修費用 （耕種部門）特になし（畜産部門）研修先で必要な費用（宿泊費、教材費等）
- ・研修内容 （耕種部門）基礎研修（座学）、栽培研修（公社ほ場及び農家への派遣等）
（畜産部門）鹿児島県農業総合開発センターにおける研修を受講

【支援内容】

- ・研修手当 国の就農準備資金、または市の新規就農支援金補助金で、1,500千円/年 以内の交付
（夫婦研修の場合は2,250千円/年 以内の交付）

【就農の際の支援】

- ・農地 農業公社、農業委員会による農地の斡旋
- ・機械・施設 国・県・市の助成制度の活用

○ 申請書類

※公益社団法人薩摩川内市農業公社、または畜産営農課に連絡し、就農相談から始めます。

No14 林業担い手確保対策事業補助金【耕地林務水産課】

個人
事業者 向け

○ 対象者

- ① 本市に住所を有する「かごしま林業大学校」の研修生
- ② 上記研修生のインターンシップを受け入れた本市に住所を有する認定林業事業体
- ③ 本市に住所を有する認定林業事業体に就業が決定した、本市に住所を有する「かごしま林業大学校」の修了生

○ 支援内容

- ① 「かごしま林業大学校」の研修生への通学支援（交通費補助金） [1千円/日]
- ② 研修生のインターンシップの受け入れに要する指導等経費支援
（インターンシップ受入補助金） [24千円/日]
- ③ 就業に必要となる作業用品購入等経費支援（就業準備補助金） [120千円/人]

○ 申請書類

- ① 補助金交付申請書、研修生証明書、研修カリキュラム及びスケジュールの確認書類、研修受講日数等の証明書類、住民票、市税等の滞納がないことを証明する書類
- ② 補助金交付申請書、インターンシップ研修生の名前及び受入日数の証明書類、市税等の滞納がないことを証明する書類
- ③ 補助金交付申請書、修了生証明書、雇用契約書の写し、誓約書、住民票、市税等の滞納がないことを証明する書類

No15 建設業等人材確保支援補助金【建設政策課】

事業者向け

○ 対象者

本市に本社を有する法人又は住所を有する個人事業主で、以下のいずれかに該当する者

- ① 本市の建設工事、水道施設工事、測量・建設コンサルタント等に係る指名競争入札参加資格名簿に登録されている者又は小規模修繕及び工事等の契約資格者名簿に登録されている者
 - ② ①に該当する者のみで組織され、主たる活動を本市において行う各団体等
- ※ 詳しくは、お問い合わせください。

○ 支援内容

補助対象経費の2分の1で、上限15万円

※ 補助対象経費は次のとおり（詳しくは、お問い合わせください。）

- ① 経験が不足する人材の技術習得等のために実施する研修等に係る講師の謝金及び旅費（市の規定による額）、資材費、会場及びバス等の借上料
- ② 人材確保のために実施する職場体験等に係る資材費、機器及び機材のリース料、参加者保険料
- ③ ①・②のほか、市長が特に必要と認める経費

○ 申請書類

- (1) 補助金等交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 経費積算のための見積書等

No16 魅力ある商業施設立地支援補助金【産業戦略課】

事業者向け

○ 対象者

商業施設を立地する事業者で以下の新規雇用要件を満たす事業者。

ア) 市内に本社がある事業者は新規雇用5人以上

イ) 市外に本社がある事業者は新規雇用10人以上

※市外に本社がある事業者は初出店の場合のみ対象

○ 支援内容

制度	補助率	補助金の上限額
施設設備費補助 (建物・機械設備)	1/10	(操業開始1年以内の新規雇用者数) (5)10～19人・・・3000万円 20～29人・・・5000万円 30人以上・・・1億円
テナント賃借費補助 (土地または建物)	1/2	(操業開始1年以内の新規雇用者数) (5)10～19人・・・1000万円/年 20～29人・・・2000万円/年 30人以上・・・3000万円/年 ※最長3年間
新規雇用補助	—	新規市内雇用者数×30万円 (非正規雇用：20万円) ※障害者：10万円加算 ※限度額：3000万円

○ 申請書類

- ・ 制度の概要をご説明しますので、産業戦略課に事前にお問い合わせください。

移住定住に関する事業

No17 かごしまU I Jターン移住支援金

個人向け

○ 対象者

「移住等に関する要件」かつ「就業等に関する要件」、「起業に関する要件」、「関係人口に関する要件」のいずれかを満たす方

【移住要件】 転入後3ヶ月経過かつ1年以内での申請

【就業要件】 就業後3ヶ月経過してからの申請

【起業要件】 起業支援事業の交付決定日以降1年以内かつ移住した日から3ヶ月以降1年以内

【移住等に関する要件】

●移住要件

東京23区(在住者・通勤者)
から薩摩川内市へ移住

※10年間のうち通算5年以上(かつ直近1年以上)23区に在住・通勤していた方

【就業等に関する要件】

●就業に関する要件

- ・ 一般の場合
- ・ 専門人材の場合
- ・ テレワークの場合

※詳細要件あり、県・市に問合せ下さい

【起業に関する要件】

※詳細要件あり、県・市に問合せ下さい

【関係人口に関する要件】

※薩摩川内市要件
ふるさと納税寄附実績
(直近3か年の内、2年間の実績)

○ 支援内容

世帯：100万円 単身：60万円 18歳未満加算：100万円／人

○ 申請書類

- (1)交付申請書(様式1号)
- (2)交付申請に関する誓約書(別紙)
- (3)個人情報の取扱いに関する同意書
- (4)申請者の写真付き身分証明書の写し
- (5)住民票(謄本、構成員全員)
- (6)移住元の住民票の除票(謄本、構成員全員)
- (7)預金通帳の写し(移住支援金の振込先)
- (8)戸籍(or除籍)の附票(移住元住民票除票で在住履歴が確認できないとき)

No18 定住住宅取得補助金

個人向け

○ 対象者

転入後3年以内に申請できる方が対象で、次の①～⑥の条件を満たす方

- ① 令和8年4月から令和11年3月末までの転入者（1年以内の再転入者を除く）
- ② 薩摩川内市内に本店をおく事業者を利用し、新築または購入した方
- ③ 住宅価格が200万円以上の方
- ④ 5年以上定住する方
- ⑤ 自治会に加入した方
- ⑥ 市税等に滞納がない方

○ 支援内容

【甲】 甌島地域

100万円（子育て加算：50万円／世帯）

【乙】 東部地域、川内地域11地区

50万円（子育て加算：50万円／世帯）

【丙】 川内地域8地区 ※申請時50歳未満

ただし、中学生以下帯同世帯は対象

20万円（子育て加算：なし）

※子育て加算は、中学生以下を帯同する世帯

○ 申請書類

- (1) 交付申請書
- (2) 住民票の写し（本籍記載、世帯全員）
- (3) 「建築請負」「売買契約書写し」のいずれか
- (4) 滞納のない証明書
- (5) 戸籍の附票（転入時に転籍した場合は、除籍の附票）
- (6) 請求書

No19 定住住宅リフォーム補助金

個人向け

○ 対象者

転入後1年以内に申請できる方が対象で、次の①～⑥の条件を満たす方

- ① 令和8年4月から令和11年3月末までの転入者（1年以内の再転入者を除く）
- ② 薩摩川内市内に本店をおく事業者を利用し、リフォームした方
- ③ リフォームした工事代金が30万円以上の方【アパート等の賃貸集合住宅は対象外】
- ④ 5年以上定住する方
- ⑤ 自治会に加入した方
- ⑥ 市税等に滞納がない方

○ 支援内容

【甲】 甌島地域

工事費50% 上限額50万円（子育て加算：50万円／世帯）

【乙】 東部地域、川内地域11地区

工事費50% 上限額30万円（子育て加算：50万円／世帯）

※子育て加算は、中学生以下を帯同する世帯

○ 申請書類

- | | |
|-----------------------------------|-----------------------|
| (1)交付申請書 | (2)補助金計算書 |
| (3)住民票の写し(本籍記載、世帯全員) | (4)リフォームに係る領収書、内訳明細書 |
| (5)リフォーム前後のそれぞれの図面 | (6)リフォーム箇所のリフォーム前後の写真 |
| (7)確認書(所有者と申請者が異なる場合)、所有者が確認できる書類 | |
| (8)滞納のない証明書 | |
| (9)戸籍の附票(転入時に転籍した場合は、除籍の附票) ・ 請求書 | |

No20 新幹線通勤・通学定期購入補助金

個人向け

○ 対象者

定期券通用開始から4カ月以内の方で、次の①～⑥の条件を満たす方

- ① 令和8年4月から令和11年3月末までの転入者(1年以内の再転入者を除く)
- ② 転入日前3年、後1年を経過する日までに、住宅を取得した方または同一世帯員
- ③ 転入日もしくは住宅取得日のどちらか遅い日から3年を経過する日までの間に新幹線通勤・通学定期券を購入し、通勤・通学をしている方(川内駅を利用区間に含む定期券が対象)
- ④ 1ヶ月あたりの新幹線通勤・通学定期券購入額から勤務先より支給された通勤手当額(1ヶ月分)または、学校等の通学補助額(1ヶ月分)を差し引いた額が補助金額以上となる方
- ⑤ 自治会に加入した方
- ⑥ 市税等に滞納がない方

○ 支援内容

鹿児島中央～新八代(100km未満)	1万円
熊本～筑後船小屋(100km以上200km未満)	1万5千円
久留米～(200km以上)	2万円

○ 申請書類

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (1)交付申請書 ※ | (2)住民票の写し(世帯全員) |
| (3)住宅を取得したことを証明する書類 | (4)就労証明書／在学証明書 |
| (5)滞納のない証明書 ※ | (6)新幹線通勤・通学定期券の写し ※ |
| (7)請求書 ※ | |

「※」は、年度内2回目以降の申請時にも必要

No21 就学定住支援補助金【就学時】

個人向け

○ 対象者

【就学】

- ①市内の大学等（鹿児島純心大学、川内職業能力開発短期大学校、川内看護専門学校）に入学した方
- ②大学等への入学前の3年間、本市内に住所を有していた方
- ③申請時点において、本市内に住所を有している方

○ 支援内容

入学金相当額を就学時に半額 ※その他補助を受けている場合は実負担の半額

○ 申請書類

【就学】 申請期間：入学した年の5月1日～翌3月31日

(1)就学定住支援補助金交付申請書(様式第1号)

※申請者は学生本人

(2)住民票の写し(申請者本人) ※コピー不可

(3)在学証明書(就学した大学及び学部学科が証明できるもの、大学で発行)

※学生証不可

(4)入学金の領収書(ない場合は、大学事務局へ相談)

(5)滞納のない証明書(同一世帯全員分) ※就学中の18歳未満の分は不要

(6)請求書(別紙)

(7)委任状(申請者と振込口座の名義人が異なる場合のみ必要)

No22 就学定住支援補助金【就職時】

個人向け

○ 対象者

【就職】

- ①就学定住補助金（市内就学時）の補助を受けている方
- ②大学等を卒業後、1年以内に市内企業に就職した方（公務員を除く）
※就業後6ヵ月以降1年以内の申請
- ③申請時点において、本市内に住所を有している方

○ 支援内容

就職時に残りの半額を交付

○ 申請書類

【就職】

- (1)就学定住支援補助金交付申請書(様式第1号)
※申請者は学生本人
- (2)住民票の写し(申請者本人) ※コピー不可
- (3)大学等の発行する卒業証明書
- (4)就労証明書(様式第2号)
- (5)滞納のない証明書(同一世帯全員分)
- (6)請求書(別紙)
- (7)委任状(申請者と振込口座の名義人が異なる場合のみ必要)

No23 地域移定住促進事業補助金

個人向け

○ 対象者

- ・ 個人の建物所有者、事業者（不動産業、宅建業者除く）
- ・ 地区コミュニティ協議会、自治会等住民組織
- ・ 空家利用に資する公益的団体

○ 対象地域

「甲（甌島地域）」 「乙（東部地域、川内地域11地区）」

○ 対象工事

空家改築・リフォーム・家財道具処分等工事費等50万円以上（家財道具処分のみは3万円以上）

- ①事業を行う建物とその敷地は自己の所有であるか、所有者と賃貸契約を締結していること
- ②事業完了後3年以上は移住者向けの賃貸住宅として利用すること
- ③事業完了後3ヶ月経過しても入居者がいない場合は、市移住体験住宅として契約を行う、もしくは物件紹介を行っている民間事業者と連携をする等の入居者の確保につながる事業を行うこと。
- ④他の補助金の交付を受けていないこと
- ⑤建築基準法等の法令に違反しないこと

補助対象となる空家とは、3年以上継続して居住者がいない一戸建て住宅で、一年以上前から宅地建物取引業の管理にない空家。賃貸または売買を目的として建築されたものではないもの

○ 支援内容

建物及びそれに付随する改修工事または、家財道具処分に係る経費の1/2（上限50万円）

○ 申請書類

- (1)交付申請書（様式第1号）
- (2)事業計画書（様式第2号）
- (3)工事等の見積書（内訳明細が記載）
- (4)事業の実施箇所、内容がわかる図面、事業実施前後の写真など
- (5)所有者、賃貸契約等の権利関係を明らかにする書類の写し
- (6)自己所有でない場合、確認書（様式第3号）
- (7)団体の場合、法人登記事項証明書、団体・組織の規約、会則など

新規事業

No24 魅力あるオフィス立地支援補助金【産業戦略課】

事業者向け

○ 対象者

- ・市内に新たにオフィスを開設する法人で、当該オフィスで次のいずれかの事業を主たる事業として営んでいること

情報サービス・情報通信（デジタルコンテンツ制作、CG制作、出版・編集、広告・広報等）
専門サービス（デザイン・写真・イラスト、インテリア設計、経営コンサルティング、学術的研究・試験・開発研究などを行う事業所等）
バックオフィス（経理、総務、人事、会計等の管理業務、書類の収発及びデータ入力等の業務その他間接的業務を集約的に行う事務所）

- ・雇用保険の被保険者の対象となる従業員を5人以上雇用していること

○ 支援内容

・補助対象経費

- ア) 賃借費 オフィスの賃借に係る費用（共益費、敷金、権利金等を除く。）
- イ) 施設設備費 オフィスに設置する設備、機器等の取得に係る費用
- ウ) 通信費 情報サービス施設における通信回線に使用に係る費用
- エ) 雇用奨励金 新規雇用者（操業開始から1年後において6ヶ月以上継続雇用され、かつ連続6ヶ月以上の期間市内在住者）の数に30万円を乗じて得た額

※ア、イはどちらか一方を選択。ウ、エは併用可能。

・補助率・上限額

- | | | | |
|----------|-----------|-------|------------------|
| ア) 賃借費 | 補助率1/2 | 補助上限額 | 1,000万円/年（最大3年間） |
| イ) 施設設備費 | 補助率1/10 | 補助上限額 | 2,000万円 |
| ウ) 通信費 | 補助率1/2 | 補助上限額 | 100万円/年（最大3年間） |
| エ) 雇用奨励金 | 補助額30万円/人 | 補助上限額 | 1,500万円 |

○ 申請書類

- ・制度の概要をご説明しますので、産業戦略課に事前にお問い合わせください。

No25 魅力あるオフィス環境づくり推進補助金【産業戦略課】

事業者向け

○ 対象者

- ・ 市内に本社又は事業所を有すること。
- ・ 申請時に女性を雇用期間の定めのない社員又は正職員として1人以上雇用していること。

○ 支援内容

- ・ 補助対象経費
 - ア) 女性専用施設（トイレ、更衣室、休憩室、託児スペース、授乳室等）
 - イ) 安全確保施設（監視カメラ、街灯等）
 - ウ) 福利厚生施設（調理・保温設備等）
 - エ) リモートワーク設備
- ・ 補助率・上限額
いずれも補助1/2、上限100万円

○ 申請書類

- ・ 制度の概要をご説明しますので、産業戦略課に事前にお問い合わせください。
- ※ 同一年度内において1事業者1回限りの申請

No26 住まいる社宅・社員寮整備支援補助金【産業戦略課】

事業者向け

○ 対象者

- ・ 自社の従業員の居住を目的として住宅を建設・改修・購入する市内事業者（社宅や社員寮を賃貸する場合は除く）。
 - ・ 居住するための室数が3戸以上であること。
 - ・ 建設・改修・購入後10年以上社員寮として使われること。
- ※同一年度内において1事業者1回限り

○ 支援内容

整備戸数	事業費の要件	補助金の上限額
3戸～9戸	600万円以上	300万円
10戸～19戸	1,000万円以上	500万円
20戸以上	2,000万円以上	1,000万円

○ 申請書類

- ・ 制度の概要をご説明しますので、産業戦略課に事前にお問い合わせください。

中小企業応援 支援・補助制度を自社PRに活用! これから始まる求人活動に!

薩摩川内市は 暮らす・働くを **全力サポート!**

新卒者向け支援

※薩摩川内市に定住し、薩摩川内市の企業で働く方を支援



奨学金返還支援補助金

大学等で奨学金を貸与し卒業された方が対象

総額最大

300万円



中高生ふるさと就職奨励金

市内の中学校・高等学校新卒者で市内企業に就職し、6カ月以上継続して勤める市内在住の方が対象

つんPayで使える

10万円分



※市外の中・高卒者にも**3万円分**付与あり

企業向け支援

求人活動広告支援事業補助金

求人活動に使用するチラシ、パンフレット、ホームページ作成が対象

対象経費2/3上限

50万円



合同企業説明会出展補助金

就職相談会等への出展料、出展の際の自社PRの装飾物が対象

対象経費2/3上限

50万円



UIJターン支援

※薩摩川内市に転入された方を支援

UIJターン者家賃等補助金

家賃1か月分に対して

3割を**1年間補助**



定住住宅取得補助金

補助額最大 **100万円**

子育て加算50万円



定住住宅リフォーム補助金

補助額最大 **50万円**

子育て加算50万円



**支援・補助制度について
詳しくはお問い合わせください。**

※各支援・補助制度は異なった要件・条件があります。

薩摩川内市 産業人材確保・移住定住戦略室

薩摩川内市神田町3番22号 受付時間 8:30~17:15(土日祝除く)

☎ **0996-23-5111** 内線4851

暮らす 働くを
全力サポート!